

浜松市立小中学校指導支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における生徒指導上の諸問題を緊急に解決するための浜松市立小中学校指導支援員（以下「支援員」という。）の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 支援員の職務は、学校における生徒に対する指導補助とする。

(任用)

第3条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定に基づき、学校教育についての知識経験を有する者のうち、有資格者及びその他これらに準ずる者のなかから、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する。

(派遣の方法)

第4条 支援員は、校長から浜松市教育委員会学校教育部指導課長への緊急対応の支援要請により派遣する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(廃止)

2 浜松市立小学校指導支援員設置要綱は廃止する。